公共工事（調査・設計を含む。）の品質確保・更なる向上を目的として、愛知県内の公共工事発注者（以下「発注者」という。）が公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定に基づき、発注者が発注関係事務を適切に実施することができる者を活用しようとする場合の、公共工事（建築）の発注関係事務を適切かつ公平に行うことができる者「公共工事発注者支援機関」の認定希望者を募集する。

令和８年10月23日

愛 知 県 知 事　　大　村　秀　章

１　募集期間

令和8年10月23日（金）14時　から　令和8年11月18日（水）16時まで

２　提出書類

愛知県建設局土木部建設企画課ホームページに掲載の「公共工事発注者支援機関（建築）評価資料作成要領」に必要事項を記載したもの及び根拠資料。

３　提出先及び提出方法

［Ⅰ］提出先

愛知県 建設局 土木部 建設企画課 人材確保・育成グループ　（TEL　052-954-7436）

［Ⅱ］提出方法

全ての書類について下記アドレス宛にメールで提出すること。

提出先メールアドレス　kensetsu-kikaku@pref.aichi.lg.jp

※　メールの件名は　「【書類提出】公共工事発注者支援機関認定について」とすること。

※　メール受信容量には制限があるので、提出書類の容量が大きい場合は、メール1通15MBまでとして、分割して送信すること。

※　メール送信後、受信確認のため電話連絡をすること。

４　評価要件

支援機関の評価要件は、次の［Ⅰ］～［Ⅲ］とする。

［Ⅰ］発注関係事務を適正に行うことができる知識経験の有無

１）国又は地方公共団体が実施する全ての発注関係事務（評価対象事務※1）の業務実績があること。

２）中部地方整備局における建設コンサルタント業務に係る令和７・８（年度の一般競争（指名競争）参加資格または、愛知県の令和８・９年度の建設コンサルタント業務に係る入札参加資格を有している者、もしくはそれと同等の者（以下、「建設コンサルタント会社等」という）。

３）組織に所属する発注関係事務経験者※2が５名以上在籍していること。

４）発注関係事務に必要な資格保有者※3が１名以上在籍していること。

※１：評価対象事務とは、発注関係事務（積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等をいう。）のうち、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下「市場化テスト法」という。）の令和３年度までの対象業務、及び、令和４年度以降の同様業務以外の事務をいう。

※２：経験者とは、以下の　ア）又はイ）　及び　ウ）又はエ）の経験を有する者をいう。

ア）公共工事発注機関※※1で、発注関係事務に指導的立場※※2で５年以上の経験。

イ）建設コンサルタント等※※3で、公共工事の設計業務、積算業務、監督業務、検査業務又は総合評価落札方式に係る技術審査業務の管理技術者の経験を５年以上。

ウ）公共工事発注機関で、総合評価落札方式に係る審査業務に指導的立場で２年以上の経験。

エ）建設コンサルタント等で、公共工事における総合評価落札方式に係る技術審査業務の管理技術者として２年以上の経験。

※※１：公共工事の発注機関とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第２項」に規定する者並びに日本下水道事業団、地方道路公社法に基づく地方道路公社、地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社をいう。

※※２：指導的立場とは、公共工事の発注機関において当該事務を管理及び統括する立場をいう。（例　発注機関の主査以上）

※※３：建設コンサルタント等とは、公共工事の発注機関から建設コンサルタント業務等の業務実績のある法人をいう。

※３：発注関係事務に必要な資格保有者とは、以下のいずれかの資格を有する者をいう。

・一級建築士
・建築設備士
・電気主任技術者
・１級建築施工管理技士
・１級電気工事施工管理技士
・１級管工事施工管理技士
・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ）または、公共建築工事品質確保技術者（Ⅱ）

［Ⅱ］法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制

１）法令の遵守を確保できる体制

・予算決算及び会計令第７０条及び第７１条に該当する者でないこと。

・市場化テスト法第１０条の各号に該当する者でないこと。

２）秘密の保持を確保できる体制

・法令の遵守及び高度な守秘義務の確保について、厳格な社内規定を設けていること。（守秘義務に関するコンプライアンスを社内的に定めていること。）

［Ⅲ］その他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者

１）支援機関の認定を受けた期間中は、原則、中部ブロック※4の地方公共団体等が発注する「関連工事・業務※5」の競争入札への参加を行わない者であること。

２）支援機関としての評価を申請する組織の代表権を有する役員は、他の組織※6と資本及び人的関係にないこと。

３）中部ブロック内に本店が所在すること。

４）「積算業務」と「技術審査・評価業務」の分離体制が確保できること。

※４：中部ブロックとは、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県とする。
※５：関連工事・業務とは、支援地方公共団体が発注する全ての工事、市場化テスト法が令和３年度まで対象としている発注者支援業務、及び、令和４年度以降の同様業務等以外の業務をいう。
※６：他の組織とは、申請者以外の評価要件［Ｉ］の２）を満たす、建設業者、建設コンサルタント会社及びその他の法人等をいう。

６　適用業務

評価対象事務及び発注関係事務と評価区分の関係は以下のとおりとする。

評価区分※	発注関係事務（品確法第７条）	評価対象事務
積　算	・公共工事等の仕様書及び設計書の作成 ・予定価格の作成	左記のうち、市場化テスト法の令和３年度までの対象業務、及び、令和４年度以降の同様業務以外の事務。
監督・検査	・工事等の監督及び検査 ・工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の確認及び評価	
工事成績評定	・工事が完成（一部完成を含む）した時の施工状況、目的物の品質等を評価	
技術提案の審査	・入札・契約方法の選択 ・契約の相手方決定	

※それぞれの評価区分には、関連する提案（素案作成等）、資料作成等の事務を含む。

７　支援機関の資格

支援機関の資格は、「品質確保に関する推進協議会（以下「協議会」という。）」が評価することにより付与されるものとする。

なお、支援機関の認定期間は、評価の翌日より３年後の年度末とし、継続する場合は再度評価を必要とする。

８　認定までの評価手続き

愛知県は書類受理後、書類の審査を行い推薦の適否を判断し、適切と認められる場合は協議会に推薦する。また、適切と認められない場合は推薦しない旨を通知する。

協議会は推薦を受けた認定候補機関を、評価要件を用いて評価し、適切と認められる場合は、発注者支援機関として認定する。審査結果については協議会より通知する。